

鎌倉市生涯学習センターの管理・運営の見直し（鎌倉市生涯学習センター条例の一部改正）に関する説明会概要について（12月3日開催分）

- 1 日時：令和3年12月3日（金）午後3時～午後5時
- 2 場所：鎌倉生涯学習センター ホール
- 3 出席者：教育文化財部次長、生涯学習センター職員5人、参加者68人
- 4 質疑概要

（質問者1）

施設利用のルール変更と社会教育の基本方針について、鎌倉と大船のNPOで利用しているが、その利用ルールはどう変更になるのか？

（質問者2）

市と共催で鎌倉市小中高音楽コンクールをやっています。11月に本選会、9月に予選会と毎年予約を取っています。指定管理者になったときに予約が取れなくなったら開催もできなくなる。コンクールには学生が参加するため、旗日の予約でないと実施ができない。営利目的な団体が運営するとできなくなるのではないかと？当コンクールは75年続けてきているから絶対にお願ひしたい。ホールを主に利用している方は、現在3時間で2区分取っているが、当コンクールは1日中借りています。昼間の時間を長いと勝手に1時間無くされては困る。時間枠を細切れにされては間に別の団体等に入られると困ります。特に昼間の時間帯は、後片付けもあるので予約時間過ぎたら出るのが大変。13時から17時という時間が長いと思う方も居ると思いますが、平日夜間にホールを使用する若い人がほとんどいない市なので、市もわかっていると思うが。

（市）

指定管理者制度に移行しても市との共催あるいは予約の方法について今までと同様。抽選予約方法についても引継いでいくことを考えています。

ホールは、午前・午後、午後・夜間、あるいは1日という形で予約できるが、それも引継いでいきます。ホールの午前は現行通り9時から12時まで使えます。今の見直し案では、午後13時から16時、夜間が17時から21時という形で見直しさせていただきましたが、先日の説明会で午後の時間3時間では短いというご意見をいただいて、その中で午後に4時間、夜間を3時間、延長すれば現在と同じ時間を利用できるということもあるので、何らかの形で見直しができるか、部長等とも相談しています。

利用方法について、指定管理者が民間になると営利目的になるので利用が今までのようにできないのかという心配を頂きますが、現在、市と共催のもの、文化協会等の活動については減免制度がありますが、引続き指定管理者に引継ぐので、その点の変更がないと考えております。

（質問者3）

直営から指定管理になるということでその費用対効果をどう見ているのか？

鎌倉生涯学習センターは災害時に観光客の一時避難場所になっていて、市職員が誘導して御成小の体育館まで連れてくることになっていますが、指定管理になった場合、市の職員が居なくな

ってこれから災害が発生した場合に指定管理の民間業者が観光客を誘導するのか？

(市)

平成15年に地方自治法が改正され、鎌倉市では平成18年から指定管理者制度を導入したと記憶していますが、当初は、経費削減が前面にでていたが、学習センターについて、教育委員会あるいは理事者等との話の中で経費削減を目指して指定管理者入れるものではありません。

来年度の予算、また、それ以降の予算についても、施設の維持管理の費用、また職員の配置も現行どおり必要です。さらに夜間の職員配置も考えているので、むしろ費用は増えると思います。

災害対応については、芸術館同様に災害拠点としての位置付けがあります。市の職員の配置については、災害時には、防災班等の職員が設置されるので、担当者が学習センターへ行き観光客等を誘導し、対応するという流れになると思います。

(質問者4)

夜間講座を増やそうと学習センターの施設予約を試みたが、空きがなく体育館を利用しています。体育施設は現在、指定管理になっていて利用するにも直ぐに領収書が出なかったり、使用時間がキッチリすぎてなど非常に使いづらい。

また受付を行っている施設管理の職員がころころ変わって顔と名前も覚えられないという現状で学習センターも体育施設のようになってしまうか心配しています。

(市)

学習センターの受付を担っている職員についても指定管理導入後もこのままこの仕事を続けたいという意向を示してくれる方もかなりいるので、利用者の方々にとって全く知らない人ばかりということにはならないと考えています。

学習センターについては、換気、消毒等の必要性を踏まえ、30分の入替時間をあえて設けさせていただきました。本来なら1コマ2時間を1日当たり計6コマの12時間としたいが、5コマとして皆様安心して利用できるようにと考えたところです。

また、利用時間については、規則等においては、入室から後片付けまでが2時間というルールになっています。次の利用団体が控えている場合等もあるので、利用者の方々にもご協力いただけるとありがたいと思っています。

今回いただいたご意見等を踏まえ、指定管理者にどのように引継いでいくのかという点も課題だと思います。指定管理者に生涯学習課が丁寧に引継ぎしながら利用者の方に冷たい印象にならないような形でサービスが継続できるよう責任をもって務めていきたいと考えております。

(質問者5)

条例規則は本来、市民のためのものであって勝手に決めるとはおかしい。職員は、パブリックサービスだから市民にサービスするのが仕事。民間企業は、大前提として利益がなかったらやらない。どんな民間企業でも善意で行う企業はいないので、色々な問題が生じます。

市役所は市民に対してどういう責任持っているの？ということになる。根本的にそういう視点をもってほしい。

(市)

条例規則では施設を利用する皆さんが気持ちよく利用できるために定めているもので、行政の都合ではなく、多くの利用者が気持ちよく使っていただくために、施設の利用時間等含め見直しを行いたいと考えています。

(質問者6)

生涯教育推進委員会や萌の取扱いはどう変わるのか？この2つは他市にはないのでこの扱いが変わると大変影響を受けてしまう。

講座サービスの充実などと記載されているが、これは条例に関係するのか？

指定管理者に委ねるのは建物だけの管理なのか。それとも学習的なものも委ねるのか？

利用時間について定例的に利用している方が沢山おられると思うが、時間区分を簡単に変更されては困る。事前予告なしに強行されることが非常に心配。それと条例案についても公表してほしいと思います。

(市)

生涯教育推進委員会や萌の取扱いは、引続き生涯学習推進員の方にはお願いしていきます。

講座サービスの充実については、その充実を図るために指定管理者制度を導入することから、条例改正を行います。

指定管理者には建物の維持管理、ハード面の整備、夜間講座の充実を求めています。

推進委員さんが19時からの夜間講座を企画運営するということは難しい。オンライン講座やオンデマンド配信等を市の職員が実施するには、まずノウハウを学ぶとともに機材等も揃えなければならず、配信するまでに相当な期間が掛かってしまう。専任の職員を新たに雇うというのは残念ながら出来かねるなどの理由から、民間の力を借りたいと考えています。

利用時間については、指定管理者制度を入れるから時間を変えるという訳ではありません。利用したいが予約がなかなか取れないといったご意見や実際の利用は2時間以内というご意見もアンケートから見えてきたことから、今回2時間というコマ割にさせていただきました。抽選時の集會室についても2コマ連続して取れるような予約システムの改修を考えるなど活動が担保できることを考えていきます。

(質問者7)

今までは13時から17時になっていたのが、1時間削られているが、この時間帯が長すぎるといような一人の意見で取入れたのではないのか。

例えば夜の時間帯をもう1コマ取ればと言われますが、莫大なお金が掛かることになります。指定管理者になったら時間になったら早く出ると言われてしまう。実際使っている立場で言わせてもらっているのです。13時から17時という時間枠は変えないでいただきたいです。

(市)

午後の時間について短いというご意見を一昨日の説明会でもいただきましたので、今後、ここについては何らかの形で調整ができるか、検討していきます。

(質問者 8)

以前平日夜間をずっと利用していました。勤め人の方がいらっしやると9時には終わらず9時半ぐらいになっていたのですが、今回も追加で使えるというのですが今まで通りの時間区分を希望します。

(市)

夜間の時間区分の利用実態は、6施設ある学習センターの中で夜間利用が平均5割以上のところは、鎌倉、大船、玉縄分室の3施設。腰越、深沢、そして玉縄は非常に低いです。この1時間をこのまま継続すると利用していない施設についても、その光熱水費、機械警備のスタッフ等に費用が発生します。ご不便かけないように延長ができるような仕組みを残しつつ、節約できるところは節約しその経費をWi-fi 設置やプロジェクタ等の機器の更新等に充当するなどを考え、見直しさせていただきました。

(質問者 9)

オンデマンドやオンライン講座や夜間利用の促進、何故市ではできないのか？

指定管理団体ならできるというのは、その職員たちは物凄く安い給料で働かされるということになります。もし今の市役所で職員教育をして市民も一緒に覚えてやるという形でその部分にお金を掛けても良いかと思えます。

問題は2つあります。指定管理で働く人が安く使われるという事と公務員が直接そういう問題に関わらなくなる事。公務員は指定管理団体を指導する団体になって現場の問題を知らない職員だらけになる事。私はどうしてもそうならないので、鎌倉市は生涯学習に必要な限りお金を掛けてそういう人員配置をしてほしい。

(市)

職員の人数については現在と同じ人数で同じ運営経費を充てますが、夜間に職員配置する人件費はプラスアルファ指定管理料に計上することを考えています。

指定管理者に、学習センターの施設の運営、維持管理をお願いしていきますが、社会教育事業については、指定管理者と連携して市がしっかりと進めていきたいと思えます。社会教育専門職という職員が市に居りますので社会教育の振興、それは生涯学習センターに限らずしっかりとやっていきたいと考えています。

(質問者 10)

この時間配分とか計画した方は本当にここに集まって文化や教養を高めるためにやっているそういう内容を理解している方が考えたのか？

みんなと集まってこの自分の興味ある教養やそれから文化を高めるためにこれだけは続けたいと思ってやっているそういう生活の実態をわかったうえで時間設定をしているのか？

(市)

時間配分につきましては、アンケートの結果をもとに社会教育委員会、教育委員会のご意見を頂き、最終的には教育委員会の中で決定させていただきました。

(意見者1)

例えば、他市のオンライン講座やオンデマンド配信が凄いいので見習いたいというが、市職員が出来ないのであれば、オンデマンド配信できる方は市民の中に沢山いらっしゃいます。個人でもNPO団体の力を借りてやろうとしないのか？指定管理者に丸投げするというのは、責任を放棄しているとしか思えない。市長、教育長同席のうえでの説明会をもう一度開催してもらいたい。

(市)

本日の皆さまからいただいたご意見は教育部長、教育長、また理事者にも共有させていただきます。条例案の取下げや理事者等同席の説明会の開催については今の段階では回答は控えさせていただきますが、いただいたご意見・ご要望については必ずお伝えします。

(意見者2)

どうしてここまで拙速なのか？

今回の指定管理者移行の一番大きな理由は、夜間の職員配置が法律違反であること、そこを解決するために、指定管理者に移行することになったと市議会議員の方から伺っています。

教育委員会が委嘱した職員を夜間に配置すれば、今まで通りの運営ができることを最後に強く訴えたい。

(意見者3)

今日の説明会を聞いていても指定管理者制度導入が必然だということが全く見えてこない。資料に記載されている「現役世代等を対象とする夜間開設講座の充実」、「新しい生活様式に即したオンライン講座、オンデマンド配信」「職員配置による施設管理及びサービス提供体制の確保」について、どうして市職員はできないのか？先ほど「今と同等またはそれ以上の経費をかけていく」ということならば、今の教育委員会を充実させるべき。